

関係各位

北海道農政部食の安全・みどりの農業推進監

台湾におけるアフリカ豚熱の発生を踏まえた防疫対策の再徹底について

日頃より、本道の家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

このことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課長から通知がありました。

つきましては、別添のリーフレットを参考に、人、車両、物品等を介した病原体の侵入の防止対策、野生生物の侵入防止対策、日頃の健康観察と異常豚の早期通報等、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう、貴会構成員等の養豚関係者に対し、改めて注意喚起いただくとともに、引き続き、本道への豚熱の侵入防止に万全を期すよう御協力をお願いします。

連絡先

生産振興局畜産振興課主査(防疫)

電話:011-204-5441(ダイヤルイン)

電話:011-231-4111(内線 27-783)

E-mail : sakakibara.shinichi@pref.hokkaido.lg.jp

7 消 安 第 4482 号
令和 7 年 10 月 28 日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動 物 衛 生 課 長

台湾におけるアフリカ豚熱の発生を踏まえた防疫対策の再徹底について

アフリカ豚熱（以下「本病」という。）については、アフリカ地域のほか、欧州、ロシア、アジアが流行地域となっており、特にアジア地域では広く浸潤しています。

東アジアにおいては、これまで日本と台湾のみ本病の発生がありませんでしたが、本年 10 月 21 日に台湾の飼養豚（総飼養頭数約 300 頭の一貫経営農場）において本病の発生が確認されました。台湾においては、緊急防疫措置として、豚の移動・と畜の禁止、発生農場の疑い時点での飼養豚の予防的殺処分と消毒等を実施し、まん延防止を図っています。また、台湾当局によると、本病が発生した農場では食品残さを給与しており、本事例を受け、台湾全土における豚への食品残さの使用を全面的に禁止しました。

本事例を踏まえ、我が国としては 10 月 24 日より台湾からの全ての到着便に対し家畜防疫官を配置し、口頭質問を積極的に行うことに加え、集客数の多い到着便等については、動植物検疫探知犬の出動回数を増やす等により、水際検疫を強化していますが、貴職におかれましては、関係機関、関係団体等と連携し、下記のとおり、本病の防疫対策の徹底を図っていただくようお願いいたします。

記

1 関係者との危機意識の共有

畜産関係者のみならず、様々な分野の関係者に対して、本病に関する基本的な情報、豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における発生防止対策の重要性等を周知することはもとより、世界（特にアジア）における本病の発生拡大により我が国への侵入リスクが非常に高まっていること並びに本病の侵入・まん延が我が国の養豚業及び畜産業に甚大な被害を及ぼすことの危機意識を共有し、対策に関する協力を改めて要請すること。

2 豚等及び野生いのししへの感染防止に関する注意喚起

本病ウイルスの豚等及び野生いのししへの感染を防止するため、市町村、関係機関、関係団体等と連携し、特に外国人旅行者が多く利用する場所・施設における農林水産省が提供している広報物、ウェブサイト等の活用により、次に掲げる事項を広く周知し、その注意喚起を図ること（例えば、観光案内所、宿泊施設、キャンプ・バーベキュー施設、ゴルフ場、レジャー施設、アウトドア用品販売店、バス・レンタカー・レンタサイクル会社等を通じた注意喚起等）。

- ① 肉等を含む食品及びその容器包装を野外で廃棄しないこと。
- ② 海外の土等の付着した靴、器具等を野外で使用しないこと。
- ③ 家畜飼養農場や畜産関係施設に近寄らないこと及び立ち入らないこと。
- ④ 野生いのしし対策の罾^{わな}や柵がある場所に近寄らないこと。
- ⑤ 消毒ポイントでは指示に従うこと。

3 野生いのししにおける感染防止の取組

（1）靴底の洗浄・消毒等の交差汚染防止対策の推進

狩猟・有害鳥獣捕獲関係者、登山やアウトドア活動をする者等を含む山林等に立ち入る者に対して、2に掲げる事項に加え、山林等への立入り及び退出の際の靴底の洗浄・消毒等の交差汚染防止対策を実施するよう周知するとともに、必要に応じて登山道等に石灰帯や洗浄・消毒ポイントの設置を行うこと。

（2）廃棄物の管理の徹底

野生いのししがキャンプ・バーベキュー施設、ゴルフ場、山小屋、公園等において廃棄物に接触することにより、本病ウイルスに感染することを防止するため、当該廃棄物の適切な処理及び屋外に設置されているごみ箱の管理の徹底について、関係部局の協力を得て推進すること。

4 空港及び海港における靴底消毒の実施

外国人旅行者は、主要空海港に到着した後に国内の移動手段により各目的地に移動することを踏まえ、「空港及び海港における靴底消毒の実施等多段階の予防対策の推進について」（平成 31 年 4 月 26 日付け 31 消安第 645 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）を踏まえ、引き続き、家畜の飼養状況等を考慮した上で、国内線（便）が就航する空港又は海港における靴底消毒の実施等について、関係者と連携すること。

また、漁業等の操業中に海外の港に一時的に寄港して国内の漁港等に帰港する漁船の乗員に対しても、関係者と連携し、下船時における乗員の靴

底消毒の実施等、本病の侵入防止に係る注意喚起を図ること。

5 農場における発生予防等対策の徹底

(1) 豚等を飼養する農場に対する指導

飼養衛生管理基準に基づく人、物、車両等の衛生対策及び野生動物等の侵入防止対策について、再点検を促すこと。

特に、畜産関係者の本病発生地域への不要不急の渡航の自粛、外国人従業員等に対する海外からの肉製品等の持込み（荷物の配送によるものを含む。）の禁止、飼養管理に関係のない者の農場や畜産関係施設への立入り等の防止を確保するため、市町村、関係機関、関係団体等と連携し、旅行者等への呼びかけや農場への周知を実施すること。

また、飼養家畜の健康観察を毎日入念に行い、本病の特定症状を呈している家畜を発見したときはもとより少しでも異状があれば、管轄の家畜保健衛生所に速やかに連絡すること。

(2) 食品循環資源利用農場に対する緊急点検及び指導

台湾における本病発生農場が食品残さを給与していたことを踏まえ、飼養する家畜に肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 2 条第 3 項に規定する食品循環資源をいう。）を原材料とする飼料を給与している農場（「食品循環資源を給与する農場等への調査及び指導について（依頼）」（令和 4 年 4 月 25 日付け 4 消安第 183 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長・動物衛生課長通知）に基づき、例年定期報告に合わせて報告いただいている農場をいう。）に対し、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づき適正に処理が行われたもの（①攪拌しながら 90℃以上 60 分間以上又はこれと同等以上の効果を有する方法等で加熱処理を行い、かつ、②加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう必要な措置等が講じられているものをいう。）を用いることとし、③当該処理の行われていないものが衛生管理区域内に持ち込まれていないことが遵守されているかについて、聞き取り等により点検し、その結果について、別紙様式により 11 月 28 日（金）までに報告すること。①から③までの内容について不遵守を認めた場合には、速やかに改善を図るよう指導すること。

様式の提出先：siyoueiseikanri@maff.go.jp

6 万が一の侵入時に的確な初動を講じるための取組

(1) 野生いのししの本病サーベイランス及び死体の適切な処理等の推進

諸外国では、野生いのししの死体における本病の感染事例が多くなっていることから、検査材料としての耳介の活用も含め、野生いのししの死体の検査を推進することが重要である。

また、野生いのししの死体等については、日頃から迅速かつ適切な処

分を行うことが重要である。

これらを踏まえ、「豚熱及びアフリカ豚熱に感染し、又は感染したおそれのある野生イノシシの死体等の処理等について」（令和４年３月３１日付け３消安第 7123 号、３農振第 2908 号、３林整研第 333 号、環循適発第 2203311 号、環自野発第 2203284 号農林水産省消費・安全局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、環境省環境再生・資源循環局長及び環境省自然環境局長連名通知）に基づき、関係部局が連携の上、野生いのししの死体を発見した場合の通報窓口、連絡体制等をしっかりと構築して検査を推進すること。

（２）野生いのしし群での感染確認時における円滑な初動対応

「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和２年７月１日農林水産大臣公表）に基づき、本病に感染した野生いのししが確認された地点の周囲における死亡いのししの積極的な搜索、野生いのししの捕獲による個体数の削減、防護柵等による囲い込み、検査、適切な死体処理や消毒の徹底等について適確に実施できるよう、関係部局、市町村、関係機関、関係団体等の連携体制の構築を進めること。

準備に当たっては、「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」（令和６年３月２８日付け５消安第 7804 号農林水産省消費・安全局長通知）を基に発生した際の対応方針を検討し共有するとともに、防疫演習、関係者との意見交換会等の企画・開催等により、発生を想定した対策の具体化を図ること。

（３）農場での発生時における的確な初動対応のための準備

迅速な防疫措置を講じるために、

- ① 都道府県の各部局・関係機関、市町村、関係団体等との連携体制と役割分担の確認
- ② 動員計画及び資材・機材の備蓄・調達体制の確認
- ③ 農場における防疫計画及び殺処分した家畜の死体の処分方法（埋却地や焼却場所の確保）の点検を行うこと。

以上

台湾においてアフリカ豚熱が初発生!!

台湾において10月21日にアフリカ豚熱が発生しました。これを受けて、東アジア地域では日本が唯一の本病未発生国となりました。

道内でアフリカ豚熱を発生させないため、 農場の飼養衛生管理等を再点検してください

人・車両・物によるウイルスの持ち込み防止

- ✓ 専用衣服・畜舎ごとの専用長靴の用意と
出入り時の交差汚染防止対策の徹底
- ✓ 衛生管理区域侵入車両の消毒の徹底
- ✓ 食品循環資源を利用する場合については、
適正な処理及び交差汚染防止対策の徹底
- ✓ 海外からの肉製品の持込み（郵便物を含む）禁止



農場入口の車両消毒



専用衣服や専用長靴



交差汚染防止対策

野生動物の侵入・誘引防止対策

- ✓ 農場内を整理整頓。死亡豚を適切に保管（野生動物の誘引防止）
- ✓ 日常的に畜舎を点検し、破損部を補修



死亡豚の適切な保管



畜舎の破損部の修繕



畜舎のネット整備

早期発見と早期通報の徹底

- ✓ 豚熱を疑う異状が確認された場合は、直ちに管理獣医師、最寄りの家畜保健衛生所に通報



死亡頭数の増加



耳翼や腹部等の紫斑



体調が悪い豚の重なり

3カ月に1回の飼養衛生管理の自己点検の実施と家畜保健衛生所への報告を引き続きお願いします

豚熱ワクチン接種地域（北海道以外の全都府県）から北海道への豚等の移動は制限されています